

随意契約（相手方指定）調書

件名	荒川区公式SNSを活用した魅力発信事業業務委託	No.5200437
工（納）期	令和 9年 3月31日	
契約締結日	令和 8年 5月22日	
契約金額	12,733,600円（消費税込み）	

契約相手方	株式会社文化工房 (法人番号：2010401025923)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考		

業者選定理由書

<p>件 名</p>	<p>荒川区公式SNSを活用した魅力発信事業業務委託</p>
<p>指名業者 (案)</p>	<p>名 称 株式会社文化工房 代表者 代表取締役 佐藤 耕二 所在地 東京都港区六本木五丁目10番31号</p>
<p>特命理由</p>	<p>本件は、荒川区公式SNSを活用し、区内外の幅広い世代に対して、シティプロモーションに資する魅力あるコンテンツを発信する事業の運営を委託するものである。</p> <p>主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を契約の相手方としたい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、</p> <p>① 本件は、制作能力、データ活用力、並びに緊急時の対応体制を評価し、発信の質と安全性を確保できる事業者を選定する必要があるため、プロポーザル方式により事業者を選定した。</p> <p>② 上記業者は、荒川区の地域ブランディングに対する考え方及び魅力発信に対する課題認識が明確であること、荒川区に魅力を感じ、区を訪れたいと感じるようなコンテンツの制作及び発信について、具体的かつ実現可能性のある提案があったことが評価され、総合得点で88%の得点率を得ている。</p> <p>③ また、他自治体における受託実績も豊富であり、これまでの実績から得たデータや知見を踏まえ、多様なノウハウを区に対して還元することが期待できる。</p> <p>以上のことから、上記業者を相手方に指定した随意契約を締結する。</p>
<p>その他 特記事項</p>	<p>○根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 （性質又は目的が競争入札に適さないもの）</p>